

令和元年第2回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年5月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年5月10日 午前9時00分				議長 西原 好文
	閉 会	令和元年5月10日 午前11時43分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	石 津 圭 太	2 番	江 頭 義 彦	9 番	淵 上 正 昭
地 方 自 治 法 第121条により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年5月10日

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 議長の選挙について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員の選任について
- 日程第9 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について
- 日程第10 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第11 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第13 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について
- 日程第14 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 報告第3号 平成31年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第17 議案第24号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第25号 監査委員の選任について

午前9時 開会

○議会事務局長（平川智敏）

皆様おはようございます。御起立願います。礼。御着席ください。

議会事務局長の平川でございます。

本臨時会は、一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、三苦紀美子議員を御紹介いたします。

三苦紀美子議員、議長席へお願いいたします。

○三苦紀美子臨時議長

皆さんおはようございます。ただいま紹介されました三苦紀美子でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

ただいま山田町長より挨拶の申し出がっておりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。山田町長どうぞ。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和元年5月臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、先ごろ執行されました江北町議会議員選挙におかれまして、激戦を乗り越え見事当選を果たされました議員各位に心からお祝い申し上げますというふうに思います。

さて、皆様方の任期は5月1日からというふうに聞いておりますけれども、くしくも5月1日、令和元年の始まりの日から議員各位の任期がスタートしたということでもあります。

御存じのとおり、皆様方も選挙に先立って行われました公開討論会の中で幾度もおっしゃっていましたが、我が江北町は現在、都市化と過疎化を一度に経験をしていると。まさにその時代認識のもとに、これから令和の時代を乗り切っていく必要があるというふうに思っております。

御存じのとおり、間もなく我が江北町は町制施行70周年を迎えますけれども、もちろん70周年も大事ではありますが、そうした目先の目標だけではなくて、私はぜひ町制施行100周年を江北町が江北町として、さらには輝かしい存在として迎えたいというふうに思っております。

そのためには、先ほど申し上げましたように、現在江北町が直面しております都市化と過疎化という大変大きな問題をきちんとこれから乗り切っていく必要があります。そのためには、議員各位の御協力なくしては町政を進めることはできません。ぜひ議員各位の皆様方におかれましては、建設的かつ真摯な議論をお願い申し上げます。議会の冒頭におきます私からの御挨拶にかえさせていただきます。それでは、以後どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○三苦紀美子臨時議長

では、ただいまから令和元年第2回江北町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 仮議席の指定について

○三苦紀美子臨時議長

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

執行部の退場をお願いいたします。

(執行部退場)

○三苦紀美子臨時議長

暫時休憩します。

午前9時4分 休憩

午前9時5分 再開

○三苦紀美子臨時議長

再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○三苦紀美子臨時議長

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、臨時議長において石津圭太君、江頭義彦君、淵上正昭君を指名いたします。

日程第3 議長の選挙について

○三苦紀美子臨時議長

日程第3. 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。西原君。

○西原好文議員

選挙でお願いいたしたいと思います。

○三苦紀美子臨時議長

それでは、御異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○三苦紀美子臨時議長

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、議長選挙の立会人に石津圭太君及び江頭義彦君を指名したいと思います、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三苦紀美子臨時議長

異議なしと認めます。

それでは、石津圭太君、江頭義彦君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○三苦紀美子臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三苦紀美子臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○三苦紀美子臨時議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名をお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次に投票をお願いいたしたいと思います。

(投票)

○三苦紀美子臨時議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三苦紀美子臨時議長

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続きまして開票を行います。

石津圭太君、江頭義彦君の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○三苦紀美子臨時議長

開票の結果を報告します。

投票総数10票

うち有効投票10票

有効投票のうち

西原好文君 5票

井上敏文君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

暫時休憩いたしたいと思います。

午前9時15分 休憩

午前9時24分 再開

○三苦紀美子臨時議長

再開いたします。

報道機関に限り、議場内の撮影を許可いたします。

ただいま得票数が同数でありましたので、公選法の規定によって、くじを実施いたします。

くじの順序は、まず予備くじを引いてもらい、その後、本くじを引いてもらいます。

くじは10本入っておりますので、予備くじで若い番号を引いた方から本くじを引いてもらい、若い番号を引かれた方は当選人といたします。

以上です。

では、予備くじをお引きください。

(予備くじ)

○三苦紀美子臨時議長

ただいまの予備くじは井上敏文君 3、西原好文君 5 ということで、井上敏文君よりどうぞ、本くじです。

(本 く じ)

○三苦紀美子臨時議長

それでは発表いたします。

本くじの結果、井上敏文君 8、西原好文君 1 ということで、以上のとおりです。

したがって、西原好文君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○三苦紀美子臨時議長

ただいま議長に当選されました西原好文君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました西原好文君の御挨拶をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいま皆様の御協力により議長に当選させていただきました西原好文でございます。所信表明で申し上げましたように、議会改革に取り組んでまいりたいと思っています。新体制となった議会が活性すれば、行政の改革になると思っています。議員皆様の御協力をよろしくお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

○三苦紀美子臨時議長

これで臨時議長の職務は全部終了しました。

しばらく休憩します。再開 9 時40分。

午前 9 時30分 休憩

午前 9 時40分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

先ほどの議長選挙において議長に就任いたしましたので、これから先の議事については議長として進行していきたいと思っております。皆様方の御協力をお願いいたします。

日程第 4 会期の決定について

○西原好文議長

日程第4．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5 副議長の選挙について

○西原好文議長

日程第5．副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

御異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○西原好文議長

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、副議長選挙の立会人に石津圭太君及び江頭義彦君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。

それでは、石津圭太君、江頭義彦君を立会人に指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

（投票用紙配付）

○西原好文議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○西原好文議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次に投票をお願いいたします。

(投票)

○西原好文議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石津圭太君、江頭義彦君の開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○西原好文議長

開票の結果を報告します。

投票総数 10票

うち有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

淵上正昭君 6票

池田和幸君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、淵上正昭君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○西原好文議長

ただいま副議長に当選されました淵上正昭君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました淵上正昭君の御挨拶をお願いいたします。

○淵上正昭副議長

ただいま当選をいただきました淵上正昭です。私の抱負につきましては、先ほど控室のほうで言わせていただきましたように、常に町民の皆様の意見を聞きながら議会に反映させていきたいと思っておりますし、また、行政に対してもしっかりとそれをお伝えしていきたいと思っております。何よりも議長の補佐役としてしっかりと議会運営も努めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

日程第6 議席の指定について

○西原好文議長

日程第6. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって議長が指定いたします。

議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定しました議席にお着きください。

暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

日程第7～第8 常任委員の選任について～議会運営委員の選任について

○西原好文議長

日程第7. 常任委員の選任について及び日程第8. 議会運営委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。

委員会条例第5条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。したがって、議長としては、議員諸君より一応要望をとり、これに基づいて定数関係ともにもらみ合わせ調整をし、指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議員諸君より要望をとり、これに基づいて定数関係ともにもらみ合わせ調整をし、指名することに決しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第6条第2項の規定によりそれぞれの委員会において互選することになっております。つきましては、委員会構成後に委員会ごとに委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。再開10時20分。議員の皆様方は議員控室にお集まりください。

午前9時55分 休憩

午前10時20分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各委員会の委員の選任が決まりました。

なお、正副委員長についても互選されていますので、職員をして発表させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

以上のおおりに指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長については、それぞれの委員会で互選が行われました。その結果につき

ましては、ただいま局長が発表したとおりです。

日程第9 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第9. 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵東地区衛生処理場組規約第7条の規定による組合議会議員を本議会議員の中から2名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

杵東地区衛生処理場組合議会の議員に井上敏文君、吉岡隆幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました井上敏文君、吉岡隆幸君を杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました井上敏文君、吉岡隆幸君が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました井上敏文君、吉岡隆幸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

井上敏文君、吉岡隆幸君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま井上敏文君、吉岡隆幸君から承諾いただきました。田中君。

○田中宏之議員

先ほどの杵東地区衛生処理場組合の監査はどがんなつとる。議題に上がっていないですか。

○西原好文議長

監査については、一部事務組合から新しい議員さんについての名前の提出あたりが事務局に今来ております。その中で多分監査のお願いというか、今されている（「それはここで決めんでよかわけ」と呼ぶ者あり）向こうの事務局のほうで決めるということで。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

日程第10 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第10. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵藤地区広域市町村圏組規約第5条第2項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に私、西原好文を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました私、西原好文を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました私、西原好文が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました。

ただいま指名いたしました私、西原好文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

日程第11 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第11. 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本案は、杵島工業用水道企業団規約第5条第1号の規定による企業団議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

杵島工業用水道企業団議会の議員に淵上正昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました淵上正昭君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました淵上正昭君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました淵上正昭君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

淵上正昭君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま淵上正昭君から承諾いただきました。

日程第12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第12. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第1号の規定による広域連合議

会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員に三苫紀美子君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました三苫紀美子君を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました三苫紀美子君が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました三苫紀美子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

三苫紀美子君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま三苫紀美子君から承諾いただきました。

日程第13 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第13. 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県西部広域環境組規約第6条第1項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。佐賀県西部広域環境組合議会議員に私、西原好文を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました私、西原好文を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、西原好文が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選いたしました。ただいま指名いたしました私、西原好文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

しばらく休憩いたします。再開10時55分。

午前10時32分 休憩

午前10時55分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

日程第14～第17 報告第1号～議案第24号

○西原好文議長

日程第14. 報告第1号から日程第17. 議案第24号までを一括上程します。

職員をして朗読させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました報告、また議案について、順次御説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月27日に成立し、平成31年4月1日から施行することとされたため、法律改正を踏まえた税条例の改正が必要となり、平成31年3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の専決処分の主な改正内容としては、1点目は、ふるさと納税の対象となる地方公共団体の規定の見直し、2点目は、住宅ローン控除の個人住民税における適用手続の要件緩和、3点目は、新築住宅に対する固定資産税の減額規定の適用項目の中に高規格堤防整備事業に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置を追加する改正であります。

次に、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月27日に成立し、平成31年4月1日から施行することとされたため、国民健康保険税条例の改正が必要となり、平成31年3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正内容の1点目は、医療給付費分の課税限度額が改正され、58万円から61万円へと3万円引き上げとなるものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の計算方法が変更され、5割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの加算額を27万5千円から28万円に、また、2割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの加算額を50万円から51万円に引き上げるものであります。

続きまして、報告第3号 平成31年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について御説明を申し上げます。

天皇の即位及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行により、4月27日か

ら5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて10連休となったことから、通常の休日等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があり、4月30日から5月2日の3日間、保育を実施し子育て支援を行ったものであります。

子育て支援の内容といたしましては、町内各保育施設では在園児を対象とした一時預かり事業の実施、登録者を対象とした放課後児童クラブの実施及びこどもセンター「うるる」を開所いたしたところであります。

これらの事業を実施するには費用が必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、4月26日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

最後に、議案第24号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は621万1千円を増額し、歳入歳出予算総額を58億263万3千円とするものであります。

補正予算の内容は、2点、平山地区生活館敷地内にある斜面の石積みにはらみ出しが生じており、崩壊の危険性があるため早急な対応が必要であることから、崩壊防止の対策に必要な調査費や応急工事費を計上するものであり、またもう一点は、土元区内の町道金屋線ののり面の一部が平成31年4月末の雨の影響と思われますけれども、雨の影響により崩壊をし、範囲の拡大が危惧されるため、その対策に必要な工事費を計上しているものであります。

補正予算の財源といたしましては、前年度繰越金を活用することといたしております。

以上、御説明をいたしました議案について、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第14. 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと確認で聞きたいと思います。

議案資料の3ページ、この中に真ん中のあたりに「個人の町民税の寄附金税額控除に係る」とあります。現行のほうはここが「寄付金控除額」という形で書いてあります。この前ページには「寄附金税控除額」と現行も改正後も一緒なんですけど、ここの部分だけ「寄付金控除額」という形で書いてありますけど、ここの説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

この9条に関しては、現行の部分は寄附金の控除額等を規定しておりますけれども、今回9条の新しくなった部分は、寄附金の税額関係の控除額に関することを規定しておりますのでこういった記述になっております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今のは文言の違いみたいに聞こえましたので、この税額になってどういうふうに変わったのか、わかればお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

池田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

この税額寄附金の控除というのは特例の分がありまして、この特例給付金というのが――失礼しました。寄付金控除額という現行の分が地方公共団体のほうでできて、今まで総務大臣が認めるという規定はなかったもので全てできるようになったとしておりましたけれども、今回、総務大臣が求める寄附金対象となる公共団体を規定しておりますので、その分に対しての税額控除ができるというような形でなっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第15. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第16. 報告第3号 平成31年度江北町一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

この10連休の中で、子供たちが利用した人数とといいますか、総数とといいますか、どの程度利用されたのか、その辺をお知らせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

坂井議員の御質問にお答えします。

施設別にお答えしたいと思います。永林寺保育園が延べ2名、江北ひかり保育園22名、なのはな2名、江北保育園10名、合計で延べ36名の利用者でございました。これは保育園の分ですね。放課後児童クラブについては25名、こどもセンター「うるる」ですけれども、29名、これは民間ですけれども、ビッキー児童館はございませんでした。

以上、延べの人数でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

わかりました。この利用者については、議員の皆様へ資料として提示をしていただければと思います。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

この10連休、我々役所にとっては必ずしも休みではなくて、5月2日には午前中、町民課の窓口を開設いたしましたりとか、循環バスの運行等々、当然行政サービスに支障を来さないような必要最小限のサービスは行ったところであります。

これについては、この連休中の対応ということで、来る5月21日かと思っておりますけれども、議員例会の中でそれぞれの数字については御報告をさせていただきたいと思っております。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第3号 平成31年度江北町一般会計補正予算(第1号)の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第17. 議案第24号 令和元年度江北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

事業説明の中の1ページの部分ですけれども、先ほど説明はいただきましたので、この危険箇所に対してのビニールシートと、それから、コーンは置いてありますけれども、ほかの周知ですね、平山地区全体の周知とそのほかの地域の方への周知はどういうふうになっているのか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長(坂井武司)

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

その地区住民の方につきましては、4月17日に住民説明会を開催しております。ほかの地区についての説明は特段行っておりません。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっとある方から、運送会社の方があそこを通られたときに危険に感じたと言われたので、その辺はどういう対処、運送会社、例えば宅配とか、その人があそこを通ったときにビ

ニールシートをしてあるので、その辺はどうかなという形で今聞きましたけれども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

済みません、お答えではなくてお尋ねしたいんですけれども、それは今回ののり面の下に住家がありますよね。その先に道路があるわけですけれども、その道路を通られた運送会社の方が、ビニールシートがされているものだから少し危険を感じられたという意味ですかね。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

危険を感じられるじゃなくて、どういう状況になっているのかと伺われたので、ほかの方はそういう方もいらっしゃるのかなと思いましたので、ほかの地域に対しての周知はどうなされているのでしょうかという質問です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

当然、平山区内では役員会等でもお話をさせていただいておりますので、必ずしもこの該当住家だけではなくて、区内での情報共有というのはさせていただいております。あとは町内、例えば、昨年度のあそこの畑川ため池のように、やはり町民の皆さん全体にかかわるようなことであれば広くお知らせをしたほうが、当然注意喚起をせんばいかんわけですけれども、必要があれば6月にまた区長会があるものですから、その中でも、実はこういう場所がありますということについては御報告をさせていただいていいかなと思います。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2番江頭君。

○江頭義彦議員

町道金屋線の崩壊の件でございますが、金屋線が延べどのくらいの長さで、崩壊箇所は空積みということでございますけれども、全体的に空積みの状況で、ほかに危険箇所を考えられるかどうかというのをあわせてお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

江頭議員の御質問にお答えします。

金屋線の総延長につきまして、1,247.3メートルでございます。それと、あとほかにもこういう空積みのところがないかということでございますけど、申しわけありません、こちらにつきましては、今時点ちょっと把握をしておりません。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君よろしいですか。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

町道金屋線の災害についてお伺いいたします。

工事費が58万4千円ということで、この面積が16.2平米と。割り返すと3万6,000平米ぐらいになるわけですけど、このくらいでできるんですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

その単価につきましては、災害の単価で見積もりをしております。

以上でございます。

○西原好文議長

その単価でできますかと聞きよんさあけんさ、できますというと言わんばいかん。

○建設課長（坂井武司）

済みません、重ねまして、この金額でできるとしております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君よろしいですか。坂井君。

○坂井正隆議員

これでできるということですが、この発生ブロックで再度積み直すということですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

坂井議員の再質問にお答えしたいと思います。

発生したブロックじゃなく、新規で計画をしております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

できるということですからできるんでしょうけど、何となくやってみて不安な工事費かなと。少なくとも平米5万円ぐらいはかかるんじゃないかなと思うわけですが、その単価でできるのかなということで心配をしながら質問をしたところでございます。

○西原好文議長

よろしいですか。坂井君。

○坂井正隆議員

今現況、空積みということで、普及後は練り積みというふうなことになるわけですが、練り積みでこの単価でできるのかなと。災害には標準単価というか、早急に見積もりを概算で出す場合にそういう標準単価を使うんじゃないかなと私は思います。

そういう中で、実際に工事をするという補正の中に予算を計上されておるわけですが、実際に実施をするというときには、実際に設計をしてみて幾らかかるのかというのを出さんことには、またこれは補正をせんばいかんというふうなことになりはせんかねという心配で私は質問をしておるわけです。

工費については値下がりをしたなら別ですけど、そういうことで、今発生したブロックを使われるのか、その辺を先ほども聞いたわけですが。自信を持ってされるのであれば別に私が問い詰めることはありませんけど、老婆心ながら質問をしたところです。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

老婆心ながら御質問いただいたことにどうお答えしたらいいのかというのはあるんですけども、担当課から聞いておりますのは、今回、特に工法を検討したり、先ほどの平山地区生活館のように調査ですとか工法検討という作業がなくて、要は練り積みでここからここまでやるということでありまして、それについては単価が定められておるということでありまして、御心配いただいたことについては心から感謝を申し上げ、一方で、私どもとしては一定の基準で積算をさせていただいているという以上はございません。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第24号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。再開11時35分。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま先ほどの議案第24号、金屋線について町長より補足説明があるということですので、お願いしたいと思います。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お時間をいただいて恐縮でございます。既に議決をいただいた後にこういうことを言うのは本当は適當ではないというふうに思いますけれども、補足で少し御報告をさせていただきたいと思います。

先ほど議決いただきました議案第24号で計上させていただいております予算のうち、町道金屋線ののり面崩壊の工事につきまして、まず1点、坂井議員から工事費が適切なのかという御質問だったかと思えます。再度確認をいたしましたけれども、本来と言いましょか、通常災害の事業にのせるのであれば災害の単価で計上するわけでありまして、そうなりますと、もう少し工事費は大きくなります。ところが今回、災害にはのらないということで判断をいたしまして、一般工事の単価を適用しておるものですから、今回計上しておる事業費になったということが1点でございます。

それともう一点、江頭議員のほうから町道の延長のお話がありました。御報告いたしましたとおり、町道金屋線、1キロ強あるわけですけれども、これにつきましては私ども担当者が崩壊の現場を確認するにあわせて、全路線目視ではありますけれども、ほかの箇所も点検を行っております。当然全体的には老朽化は否めないものの、今回生じたような崩壊がすぐに起きるような状況ではないというところまでは確認をいたしております。

今回、私も後で自分のスマホを確認いたしましたら、5月1日の朝10時49分、その時点で担当係長から報告を受けました。

その時点で、必要な指示も当然したわけですけれども、その後に担当者のほうで現地も確認をしてくれておりまして、先ほど申し上げましたように、今のところ当該路線のほかの箇所については同様の崩壊がすぐに起きるという状況ではないという判断をしたということでもあります。

山手の道路につきましては、私ども江北町では、なかなかほかの市町はそこまではやっておられませんけれども、道路防災事業ということで計画的に崩壊のおそれのあるような箇所については工事を順次進めてきております。ただ、残念ながら今回の金屋線についてはその計画にのっておらなかったものですから、今回の崩壊そのものは想定外ではありましたが、以後もきちんと現地のほうも含めて、地元とも連携をとりながら注視をしてまいりたいというふうに思います。

本来であれば、議案審議をしていただく中で、こうしたこともきちんと御説明をした上で議決をいただくべきところでありましたけれども、前後になりましたことをおわび申し上げ

ます。

以上でございます。

○西原好文議長

ただいま議案第25号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案第25号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、議案第25号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、追加提案をいたしました議案第25号 監査委員の選任について御説明を申し上げます。

議会選出の監査委員であられました淵上正昭議員の任期が平成31年4月30日で満了しております。淵上議員におかれましては、これまで監査委員としてさまざまな監査に従事をいただきましたことをこの場をもってお礼を申し上げたいというふうに思います。

今申し上げましたとおり、淵上議員の任期が4月30日で満了をしておりますので、新たな監査委員として江頭義彦議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同議員の経歴等の詳細については、添付の履歴書のとおりでありますので、あわせて御参考いただきたいというふうに思います。

それでは、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により逐次、議案の審議に入ります。

日程第18 議案第25号

○西原好文議長

日程第18. 議案第25号 監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、江頭義彦議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(江頭議員、退場)

○西原好文議長

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第25号 監査委員の選任については、原案どおり同意することに決しました。

議案第25号の審議が終わりましたので、江頭義彦議員の入場を許可します。

(江頭議員、入場)

○西原好文議長

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま議会の同意を得ましたので、江頭義彦議員の挨拶をお願いいたします。

○江頭義彦議員

ただいま監査委員として選任をいただきました江頭義彦でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

○西原好文議長

以上をもって本臨時会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて令和元年第2回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、令和元年第2回江北町議会臨時会を閉会いたします。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時43分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月10日

議 長 西 原 好 文

臨 時 議 長 三 苫 紀 美 子

会議録署名議員 石 津 圭 太

会議録署名議員 江 頭 義 彦

会議録署名議員 淵 上 正 昭

局 長 平 川 智 敏

書 記 永 尾 史 子